

漁業権管理制度の見直し等について要望

青森県定置漁業協会は、去る六月六日水産庁を訪れ、青森県の定置漁業者が抱える具体的な諸問題の解決をめざし漁業権管理制度の見直し等についての要望を植村県漁連会長同行のもと北原資源管理部長他関係者に陳情した。陳情内容は次のとおりです。

〔陳情者〕

青森県漁業協同組合連合会

代表理事会長 植村 正治
(青森県定置漁業協会 顧問)



陳情風景

漁業権管理制度の見直し等について

平素より定置漁業の振興につきまして特段のご指導、御鞭撻を賜り熱く御礼申し上げます。

さて、日中、日韓新漁業協定の発効により、国際ルールに基づいた新たな国際海洋秩序が確立され、本格的な200海里新時代を迎えて不振が続く沿岸漁業の振興は、目下の急務となっているところであります。

このような状況に直面している中で、困におかれましては昨年末21世紀の漁業、漁村政策の方向を示す「水産基本政策大綱」と「改革プログラム」をまとめられ、今後はこれに基づき、「水産基本法(仮称)」の立法化と併せて、真に漁業、漁村の活性化につながる基本政策の確実な展開を図っていくものと、本県定置漁業者は大きな期待を寄せ、漁業展望を持って資源管理型漁業の実践に努め、ひらめ、さけ等着実な成果を挙げているところであります。

しかしながら、下北半島の太平洋海域一帯から八戸沖に至る海域においては、沿岸漁業(するめいか・木釣、定置網等)底引網漁業、まき網漁業等が重複、入り乱れて採る漁場海域があり、一定の自主規制もありながら資源の乱獲、枯渇が危惧され、大変な漁獲不振の実態にあります。又、本県津軽半島から日本海沿岸一帯においても同様に共同漁業権漁場の中に底引き網漁業が重複しており、漁業資源の損失は多大であります。

同一漁場に漁業権が重複して与えられていることは、今後の資源管理型漁業の構築にあたって重大な支障が生じることであり、是非とも避けなければならない課題であります。

については、漁業権管理制度の見直しに際しては、資源管理型漁業や海域の合理的利用の観点から、漁業間の棲み分け等、新たな枠組みづくりについて、また、当面のさけ定置漁獲規制の条件緩和等について下記事項を実現して頂きたいと要望申し上げます。

記

1. 本県下北半島の太平洋海域一帯から八戸沖に至る海域においては、距岸6.8海里以遠を底引網漁業、まき網漁業の操業区域として頂きたい。
2. 本県津軽半島から日本海沿岸一帯においては、共同漁業権漁場の沖出し点から、沖合1,000メートル以遠を底引き漁業の操業区域として頂きたい。
3. 今後とも現行以上の人中型まき網船の大型化が可能となる許可は行なわないで頂きたい。
4. さけ定置漁業のさけ漁獲規制の条件緩和を実施して頂きたい。

青森県定置漁業協会

会長 西崎 義三

(西崎漁業部 代表)

副会長 坂本 貢

(坂本漁業部 代表)

理事 佐藤 由仁

(佐藤漁業部 代表)

監事 吉田 みさ

(吉田漁業部 代表)

会員 徳田 徳次郎

(徳田漁業部 代表)

会員 木村 常紀

(六ヶ所海水漁協 組合長)

会員 種市 徳三

(北栄漁業生産組合 組合長)

会員 熊野 稔

(共栄漁業生産組合 副組合長)

会員 橋本 達明

(六ヶ所村漁協 参事)